

富谷市地域公共交通会議設置要綱（平成19年10月3日施行）の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	現 行
(設置) 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保<u>及び自家用有償旅客輸送の必要性、公共の福祉の確保</u>その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、富谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様並びに運賃及び料金に関する事項 (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 <u>2 前項第1号に規定する事項のうち乗合旅客輸送の運賃及び料金に関する事項の議決については、第8条に規定する運賃分科会において行うものとする。</u> (交通会議の構成員) 第3条 交通会議は、委員20名以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱する。 (1) 富谷市長	(設置) 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保 _____その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、富谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様並びに運賃及び料金に関する事項 (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 _____ _____ _____ (交通会議の構成員) 第3条 交通会議は、委員20名以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱する。 (1) 富谷市長

富谷市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者 (4) 社団法人宮城県バス協会 (5) 住民又は利用者の代表者 (6) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者 <u>(7) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、富谷市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者</u> <u>(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</u> <u>(9) 道路管理者</u> <u>(10) 宮城県警察</u> <u>(11) 宮城県企画部長が指名する者</u> <u>(12) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認める者</u> 3 前項第2号から第4号までに掲げる委員及び第6号から第<u>11</u>号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。 (任期) 第4条 委員の任期は、<u>1</u>年以内とする。ただし、委員が欠けた場合において補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長) 第5条 交通会議に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる者が会長となる。 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故がある場合には、委員の中からあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理	(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者 (4) 社団法人宮城県バス協会 (5) 住民又は利用者の代表者 (6) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者 <u>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</u> <u>(8) 道路管理者</u> <u>(9) 宮城県警察</u> <u>(10) 宮城県企画部長が指名する者</u> <u>(11) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認める者</u> 3 前項第2号から第4号までに掲げる委員及び第6号から第<u>10</u>号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。 (任期) 第4条 委員の任期は、<u>2</u>年以内とする。ただし、委員が欠けた場合において補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長) 第5条 交通会議に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる者が会長となる。 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故がある場合には、委員の中からあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理
---	---

富谷市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

[illegible]

富谷市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

<u>4 分科会長は、運賃分科会を代表し、会務を総理する。</u>	
<u>5 運賃分科会において協議をするときは、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。</u>	
<u>6 第8条第2項から前項までに定めるもののほか、運賃分科会に関し必要な事項は、分科会長が定める。</u> (協議結果の取扱い) 第<u>9</u>条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (庶務) 第<u>10</u>条 交通会議の庶務は、富谷市企画部企画政策課において処理する。 (委任) 第<u>11</u>条 この要綱に定めるもののほか交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。	(協議結果の取扱い) 第<u>7</u>条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (庶務) 第<u>8</u>条 交通会議の庶務は、富谷市企画部企画政策課において処理する。 (委任) 第<u>9</u>条 この要綱に定めるもののほか交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。